

国営かんがい排水事業 中信平二期地区

事業の概要

本地区は、長野県のほぼ中央部に位置し、一級河川信濃川水系梓川、奈良井川、烏川等の扇状地に広がる受益面積は8,847ha（田5,490ha、畑3,357ha）の農業地帯である。

梓川両岸の平坦地では水稻を中心とした土地利用型農業を展開しており、標高700m前後の山ろく沿いでは地形条件を生かしたレタス、キャベツなどの高冷地栽培やりんごのわい化栽培が盛んである。また、地区内に高速自動車国道長野自動車道等の交通網が整備されているなどの立地条件を生かし、首都圏、中部及び京阪神地方の食料供給基地としての役割を担っている。

本地区の基幹水利施設は、国営梓川農業水利事業（昭和18年度～昭和25年度）及び国営中信平農業水利事業（昭和40年度～昭和52年度）により造成され、50年以上経過した施設もあり、老朽化に伴う施設の安全性の低下が生じ、今後の維持管理費の増加が懸念される。また、近年、土地利用及び営農形態の変化により農業用水の適正な水配分に苦慮している状況である。

このことから、農業水利施設の合理的な維持管理を図り農業用水の安定的な供給、地域農業の振興に資するため、頭首工1箇所、用水路28.5Kmの改修、及び水管理施設の新設を行うものである。

事業の目的・必要性

本地区の取水施設である梓川頭首工は、国営梓川農業水利事業により造成され、50年以上経過していることから、近年、老朽化が進み、凍害も相まって劣化・損傷が見られ、機能低下・安全性の低下が著しく、安定的な用水確保が困難な状況となっている。

また、その他の基幹水利施設についても老朽化並びに分水管理については機側操作による分散管理のため、適正な用水配分に苦慮している状況にあり、頭首工を含めた、水管理施設の早期一元化が強く望まれている。

以上のことから、早急に事業を実施する必要がある。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・営農経費の節減	29百万円
・施設の維持管理費の節減	72百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	793百万円
・安全柵設置による安全性の向上	15百万円
・水路の整備により防火施設の節減	33百万円
・周辺景観や生態系に配慮した整備による水辺環境の保全	99百万円

計 1,041百万円

・その他、地下水かん養機能等が維持継続される効用も見込まれる。

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費	①	18,000百万円	
効用	②	1,041百万円	
廃用損失額	③	0百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数	④	33年	当該事業の耐用年数
還元率×（1＋建設利息率）	⑤	0.0565	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	⑥＝②／⑤－③	18,417百万円	
費用便益比	⑦＝⑥／①	1.02	

注1）百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注2）数値は土地改良法に基づく法手続を経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

老朽化した施設の改修により、10年に1回程度の渇水時においても、必要な農業用水（約47,500万m³/年）を安定的に供給する農業水利施設の機能が維持される。

また、このことにより、年間約101百万円相当の営農や維持管理に係る経費の節減が図られるほか、地下水かん養等附随的に機能している効用も維持継続されることが見込まれる。

日程・手続き

平成16年度中に、土地改良事業計画の概要の公告等の土地改良法に基づく手続きを開始する予定である。

事業に対する決議

平成16年6月、関係市町村、土地改良区連合及び土地改良区からなる「中信平二期地区国営土地改良事業整備促進協議会総会」が開催され、着工要望等について確認されている。

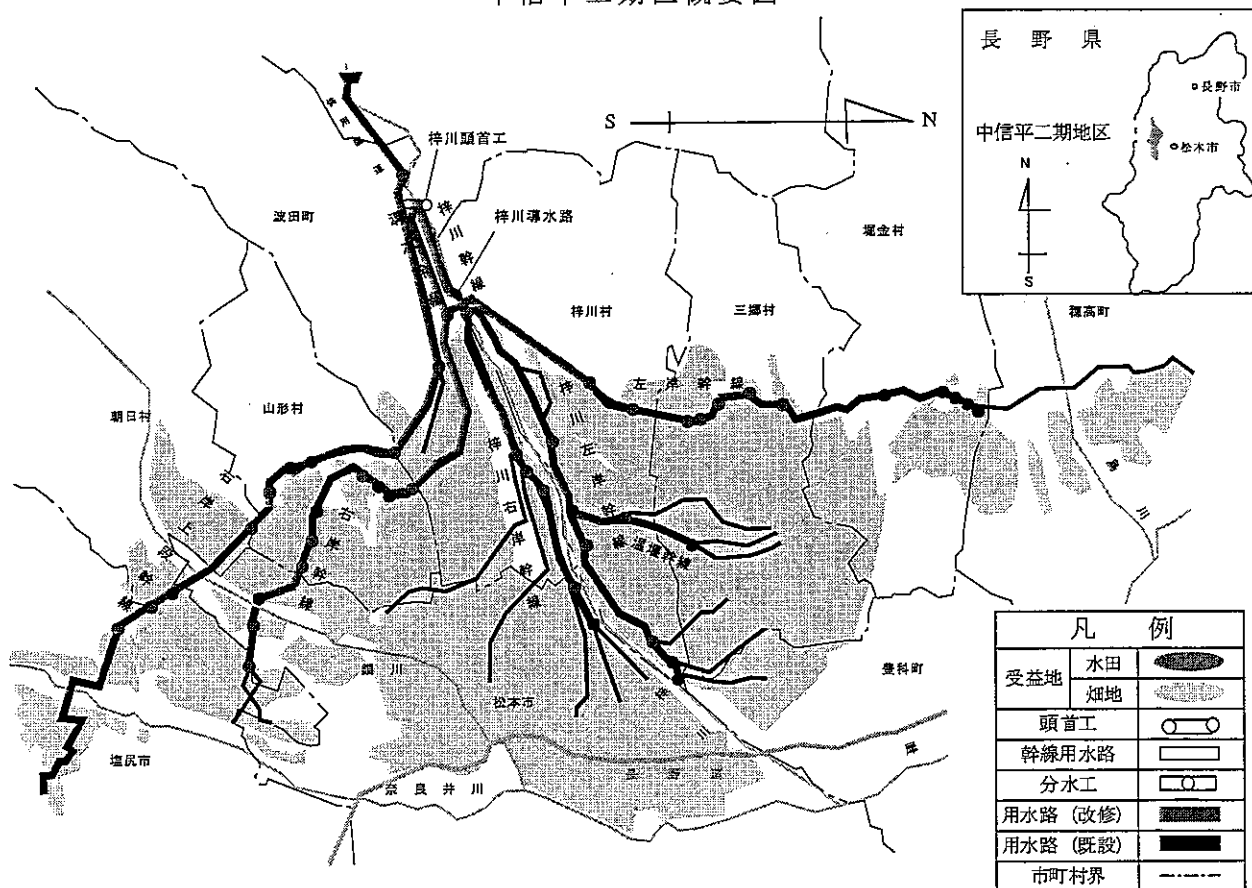
評価担当局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	8,847ha（田 5,490ha、畑 3,357ha）		
2. 受益者数	14,789人		
3. 主要工事計画	工種	数量	事業費
	頭首工改修 幹線水路改修	1箇所 28.5km	5,555百万円 12,445百万円
4. 国営事業費	18,000百万円		

中信平二期区概要図



平成17年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：関東農政局）（地区名：中信平二期地区）

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること	☐
3. 事業に効率性が十分見込まれること。（効率性）	・当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☐
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成17年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：関東農政局）（地区名：中信平二期地区）

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業で達成する項目に関する事項（有効性）	①地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 ②農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 ③水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 ④老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☒ ☐ ☐ ☒
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 ②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 ③関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 ④高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。 ⑤一般被害等の軽減にも寄与するものである。 ⑥地元の事業推進体制が整備されている。 ⑦関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 ⑧関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 ⑨関連する他事業との調整が図られている。 ⑩施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☒ ☒ ☒ ☐ ☒

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。